

愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表（案）

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
1	<p>(題名) 風水害等災害対策計画</p> <p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針 地域防災計画－風水害等災害対策計画－</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p>	<p>(題名) 風水害・原子力等災害対策計画</p> <p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・原子力等の災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針 地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
3	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節 実施責任 1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>2 市町村</p>	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節 実施責任 1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>2 市町村</p>	<p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由			
7	<p>市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	表記の整理			
	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	表記の整理			
	<p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p>	<p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p>				
	<table border="1" data-bbox="199 644 1021 911"> <tr> <td data-bbox="199 644 427 911">中部近畿産業保安監督部</td> <td data-bbox="427 644 1021 911"> <p>(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p> </td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	<p>(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1072 644 1895 759"> <tr> <td data-bbox="1072 644 1301 759">中部近畿産業保安監督部</td> <td data-bbox="1301 644 1895 759"> <p><u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u></p> </td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	<p><u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u></p>
中部近畿産業保安監督部	<p>(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p>					
中部近畿産業保安監督部	<p><u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u></p>					
<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="199 954 1021 1182"> <tr> <td data-bbox="199 954 427 1182">中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td data-bbox="427 954 1021 1182"> <p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> </td> </tr> </table>	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	<p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p>	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1072 954 1895 1182"> <tr> <td data-bbox="1072 954 1301 1182">中部電力株式会社</td> <td data-bbox="1301 954 1895 1182"> <p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> <p>(3) <u>原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</u></p> </td> </tr> </table>	中部電力株式会社	<p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> <p>(3) <u>原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</u></p>	対策の追加
中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	<p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p>					
中部電力株式会社	<p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> <p>(3) <u>原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</u></p>					
		<table border="1" data-bbox="1072 1187 1895 1342"> <tr> <td data-bbox="1072 1187 1301 1342">関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td data-bbox="1301 1187 1895 1342"> <p>(1) <u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>(2) <u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> </td> </tr> </table>	関西電力株式会社、電源開発株式会社	<p>(1) <u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>(2) <u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p>		
関西電力株式会社、電源開発株式会社	<p>(1) <u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>(2) <u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p>					

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
20	第 2 編 災害予防 第 2 章 水害予防対策 ■ 主な機関の措置 第 3 節 県、市町村 (略)	第 2 編 災害予防 第 2 章 水害予防対策 ■ 主な機関の措置 第 3 節 中部地方整備局、県、市町村 (略)	実施主体の追加
22	第 3 節 砂防対策 1 県（建設部）及び市町村における措置 (4) 総合土砂災害対策 (略) また、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。	第 3 節 砂防対策 1 <u>中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</u> (4) 総合土砂災害対策 (略) また、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。 <u>大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</u>	対策の追加
24	第 4 節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。また、市町村が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を <u>実施する</u> 。	第 4 節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。また、市町村が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を <u>実施し、さらに地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策「みずから守るプログラム（手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など）」をNPOと連携を図り実施する。</u>	対策の追加
	第 3 章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置	第 3 章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置	

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由				
	第 5 節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	(追加) 愛知労働局、 県、市町村 3 放射性物質を保有する事業者、放 射線防護資機材の保有状況等防災対 策資料の把握	第 5 節 放射性物質及び原子力災害 予防対策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 209 1447 408">県</td> <td data-bbox="1447 209 1933 408"> <u>3(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備</u> <u>3(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</u> <u>3(3) 国との連絡調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 408 1447 528">愛知労働局、 県、市町村</td> <td data-bbox="1447 408 1933 528">4 放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握</td> </tr> </table>	県	<u>3(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備</u> <u>3(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</u> <u>3(3) 国との連絡調整</u>	愛知労働局、 県、市町村	4 放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握	対策の追加
県	<u>3(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備</u> <u>3(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</u> <u>3(3) 国との連絡調整</u>								
愛知労働局、 県、市町村	4 放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握								
34	<p>第 5 節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>2 予防対策実施機関（事業者、市町村、県警察、県（防災局）、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び名古屋地方気象台）における措置 （略） （追加）</p> <p>3 愛知労働局、県及び市町村における措置 （略）</p> <p>4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 （略）</p> <p>5 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p>		<p>第 5 節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>2 予防対策実施機関（事業者、市町村、県警察、<u>県（防災局、環境部、健康福祉部、農林水産部）</u>、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び名古屋地方気象台）における措置 （略）</p> <p>3 <u>県（防災局、環境部）における措置</u> <u>(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備</u> <u>近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</u> <u>平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。</u> <u>(3) 国との連絡調整</u> <u>緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。</u></p> <p>4 愛知労働局、県及び市町村における措置 （略）</p> <p>5 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 （略）</p> <p>6 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p>		<p>実施主体の追加</p> <p>対策の追加</p>				

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 10「<u>放射線被ばく者の診断・治療協力医療機関</u>」</p> <p>第 4 章 建築物等の安全化 第 1 節 交通・ライフライン関係施設対策 5 港湾・漁港</p>	<p>(1) アドバイザーの設置 県は、<u>原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。</u></p> <p>(2) 県と中部電力株式会社との連絡会の設置 県と中部電力株式会社は、「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」に基づく連絡会を定期的に開催し、<u>相互の連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 情報伝達訓練の実施 中部電力株式会社は、<u>県との間で、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の異常時における情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</u> また、<u>県は、関係機関との間で、中部電力株式会社から提供を受けた原子力発電所に係る情報について、情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 10「<u>NBC 災害・テロ対策対応機器整備医療機関</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」</p> <p>第 4 章 建築物等の安全化 第 1 節 交通・ライフライン関係施設対策 5 港湾・漁港</p>	<p>対策の追加</p>
41	<p>(1) 港湾改修 船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、<u>係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を防止するため、防災施設の整備拡充を図る。</u></p>	<p>(1) 港湾改修 船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、<u>係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。</u></p>	<p>対策の追加</p>
46	<p>第 5 章 都市の防災性の向上 ■ 基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。</p>	<p>第 5 章 都市の防災性の向上 ■ 基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、<u>適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
53	<p>第 7 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 331 1034 411"> <tr> <td data-bbox="197 331 443 411">第 3 節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="443 331 607 411">県</td> <td data-bbox="607 331 1034 411">(略)</td> </tr> </table>	第 3 節 土砂災害の防止	県	(略)	<p>第 7 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 331 1910 411"> <tr> <td data-bbox="1072 331 1323 411">第 3 節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="1323 331 1496 411">中部地方整備局、県</td> <td data-bbox="1496 331 1910 411">(略)</td> </tr> </table>	第 3 節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	(略)	実施主体の追加
第 3 節 土砂災害の防止	県	(略)							
第 3 節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	(略)							
54	<p>第 3 節 土砂災害の防止</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</u></p>	<p>第 3 節 土砂災害の防止</p> <p>中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知</u>その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</p>	対策の追加 表記の整理						
59	<p>第 8 章 防災施設等の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図る。</p>	<p>第 8 章 防災施設等の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、<u>燃料備蓄施設を整備する。</u></p> <p><u>また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。</u></p>	対策の追加						
71	<p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計</p>	<p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、<u>所在地の特性</u>、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知</p>	対策の整備						

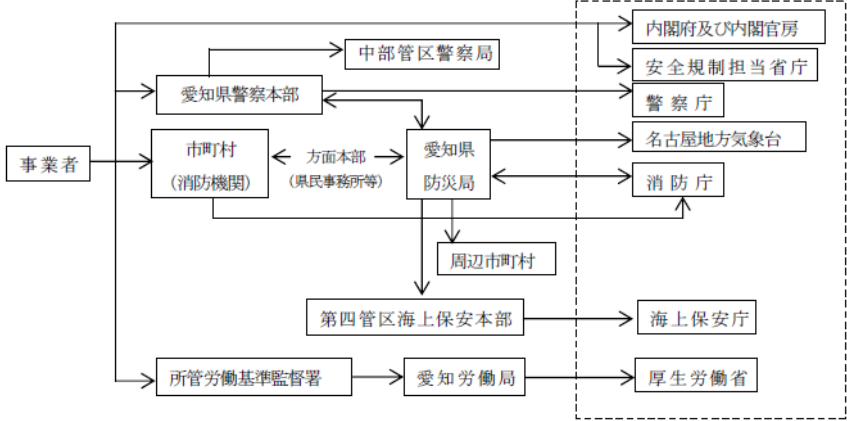
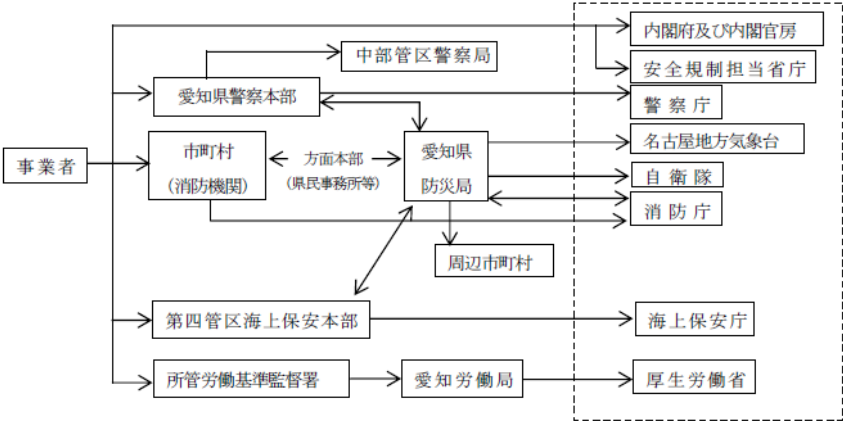
頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
76	<p>画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 1 節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="199 639 1021 798"> <tr> <td data-bbox="199 639 427 794">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="427 639 1021 794"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略）「<u>愛知県外海大津波</u>」又は「<u>伊勢・三河湾大津波</u>」の津波警報 </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略）「 <u>愛知県外海大津波</u> 」又は「 <u>伊勢・三河湾大津波</u> 」の津波警報	<p>徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県（防災局）や市町村防災担当部局等</u>の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 1 節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="1070 639 1892 798"> <tr> <td data-bbox="1070 639 1299 794">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="1299 639 1892 794"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略）<u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u> </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略） <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u>	<p>対策の整備 表記の整理</p>		
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略）「 <u>愛知県外海大津波</u> 」又は「 <u>伊勢・三河湾大津波</u> 」の津波警報								
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （中略） <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u>								
80	<p>第 2 章 通信の運用 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="199 914 1021 1074"> <tr> <td data-bbox="199 914 315 1074">第 1 節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="315 914 454 1074">県</td> <td data-bbox="454 914 1021 1074"> 2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用 </td> </tr> </table>	第 1 節 通信手段の確保	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用	<p>第 2 章 通信の運用 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1070 914 1892 1074"> <tr> <td data-bbox="1070 914 1187 1074">第 1 節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="1187 914 1326 1074">県</td> <td data-bbox="1326 914 1892 1074"> 2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) <u>耐震通信施設の使用</u> 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用 </td> </tr> </table>	第 1 節 通信手段の確保	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) <u>耐震通信施設の使用</u> 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用	<p>表記の整理（地震編との整合）</p>
第 1 節 通信手段の確保	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用							
第 1 節 通信手段の確保	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) <u>耐震通信施設の使用</u> 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用							
83	<p>第 1 節 通信手段の確保 2 県（防災局）における措置 （追加）</p> <p><u>(2) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用</u> （略）</p>	<p>第 1 節 通信手段の確保 2 県（防災局）における措置 <u>(2) 耐震通信施設の使用</u> <u>県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。</u> <u>(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用</u> （略）</p>							

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
94	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 第 1 節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 （追加）</p> <p>（6）火災気象通報の伝達系統 （略） （7）火災警報の伝達系統 （略）</p> <p>第 3 節 広報 3 各機関の措置 （2）各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 エ インターネットホームページ掲載</p>	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 第 1 節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 （6）土砂災害緊急情報の伝達系統 <u>ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）</u> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中部地方整備局</div> → <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="margin-left: 5px;">→ 関係市町村</div> <div style="margin-left: 5px;">→ 愛知県</div> </div> </div> <u>イ 大規模な土砂災害（地すべり）</u> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県</div> → <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">→ 関係市町村</div> </div> （注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報</p> <p>（7）火災気象通報の伝達系統 （略） （8）火災警報の伝達系統 （略）</p> <p>第 3 節 広報 3 各機関の措置 （2）各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 エ インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</p>	<p>対策の追加</p>
98	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 第 2 節 救援隊等による協力 1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等） 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警備活動に当たる</u>広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</p>	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 第 2 節 救援隊等による協力 1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等） 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警察活動にあたる</u>広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
104	<p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>	<p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>	対策の追加
105	<p>(3) 市町村長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	<p><u>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。</u></p> <p>(3) 市町村長は、災害対策基本法第 68 条の 2 <u>第 1 項及び第 2 項</u>の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	対策の追加
111	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>4 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警備活動に当たる広域緊急救助隊等の援助の要求を行うものとする。</u></p>	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>4 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警察活動にあたる広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</u></p>	表記の整理
120	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>4 栄養指導</p> <p>県、<u>名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市</u>は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行う。</p> <p>5 健康管理</p> <p>(1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p>	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>4 栄養指導等</p> <p>県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、<u>避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p>5 健康管理</p> <p>(1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や<u>口腔ケア</u>を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p>	対策の整備 表記の整理
124	<p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(2) 広報、相談活動</p>	<p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(2) 広報、相談活動</p>	対策の整備

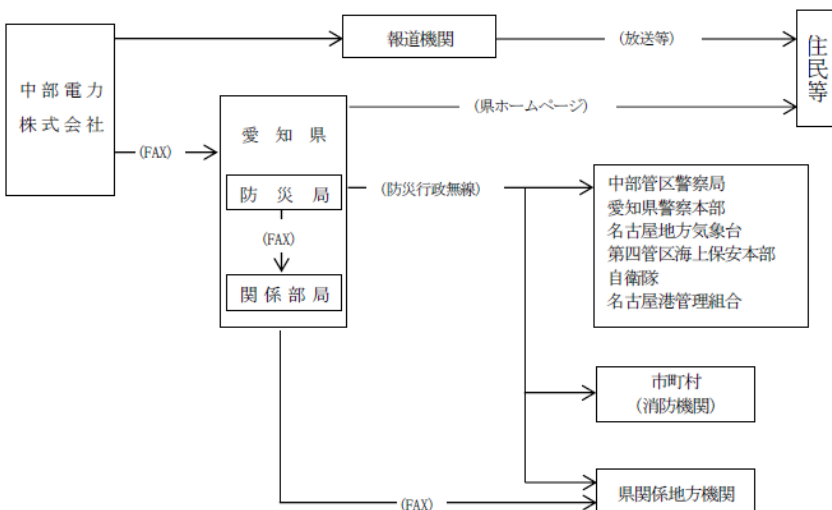
頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p>イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</u> (追加)</p> <p><u>(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> (略)</p> <p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達</p>	<p>イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。</u> <u>(3) 行方不明者発見・保護活動</u> <u>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</u> <u>(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> (略)</p> <p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達</p>	<p>対策の整備</p>
147	<p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」により調達を図る。</p>	<p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領</u>」により調達を図る。</p>	<p>表記の整理（前回修正誤り）</p>
154	<p>第 12 章 遺体の取扱い 第 2 節 遺体の処理 1 市町村における措置 (1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p>	<p>第 12 章 遺体の取扱い 第 2 節 遺体の処理 1 市町村における措置 (1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策 第 1 節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p>	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策 第 1 節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p>	

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由	
163	(6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (イ) <u>移動相談所の開設</u> 被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため <u>速やかに移動相談所を開設</u> する。	(6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (イ) <u>臨時電気相談窓口の設置</u> 被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、 <u>臨時電気相談窓口の設置を検討・実施</u> する。	表記の整理	
199	第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策 ■ 主な機関の措置	第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策 ■ 主な機関の措置		
200	第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	対策の整理	
	第 2 節 特定事象発生時の応急対策	第 2 節 特定事象発生時の応急対策	対策の整備	
	第 3 節 緊急事態応急対策	第 3 節 緊急事態応急対策	第 3 節 緊急事態応急対策	表記の整理
		県警察	県警察	対策の整理
		陸上自衛隊・航空自衛隊	自衛隊	
	第 4 節 県外の原子力事業所における異常時対策	第 4 節 県外の原子力事業所における異常時対策	第 4 節 事業者（中部電力株式会社） 県	対策の追加
	第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策	

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
201	<p>1 事業者における措置</p> <p>(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、市町村、消防機関等へ通報するものとする。</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(2) 警戒区域の設定及び交通規制 <u>必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。</u></p> <p>(3) 広報活動 (略) (追加)</p> <p>4 県（防災局）における措置 (略)</p>	<p>1 事業者における措置</p> <p>(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、<u>県警察、第四管区海上保安本部</u>、市町村、消防機関等へ通報するものとする。</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(2) 警戒区域の設定及び避難誘導 <u>市町村長又はその職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。</u> <u>また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。</u></p> <p>(3) 広報活動 (略)</p> <p>(4) 交通規制 <u>必要に応じて交通規制を実施する。</u></p> <p>4 県（<u>防災局、環境部</u>）における措置 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>実施主体の追加</p>
202	<p>8 情報の伝達系統</p>  <p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>4 県（防災局）における措置</p>	<p>8 情報の伝達系統</p>  <p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>4 県（<u>防災局、環境部</u>）における措置</p>	<p>実施主体の追加</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
203	<p>(4) 事業者、国及び消防機関の行うモニタリングへの協力 国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関の行うモニタリングに協力する。</p> <p>9 情報の伝達系統</p>	<p>(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング 国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。</p> <p>9 情報の伝達系統</p>	対策の整備
204	<p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>3 県（防災局）における対策</p> <p>(4) 汚染された食糧等の流通防止 食料等が汚染された場合は、汚染された食糧等の流通防止を行う。</p> <p>(7) 事業者、国及び消防機関の行うモニタリングへの協力 国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関の行うモニタリングに協力する。</p> <p>4 県警察における対策</p> <p>(1) 警戒区域の設定及び避難誘導 警戒区域の設定及び避難誘導を実施する。</p>	<p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>3 県（防災局、環境部、健康福祉部、農林水産部）における対策</p> <p>(4) 汚染された食品等の流通防止 食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。</p> <p>(7) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング 国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。</p> <p>4 県警察における対策</p> <p>(1) 警戒区域の設定及び避難誘導 市町村長又はその職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。 また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。</p> <p>(2) 広報活動</p>	<p>実施主体の追加 表記の整理</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
205	<p>(2) 交通規制 必要に応じて車両の通行禁止等交通規制を行うものとする。</p> <p>8 陸上自衛隊・航空自衛隊における対策 (略) (追加)</p>	<p><u>市町村と協同して広報活動を行うものとする。</u></p> <p>(3) 交通規制 必要に応じて交通規制を実施する。</p> <p>8 自衛隊における対策 (略)</p> <p>第4節 県外の原子力事業所における異常時対策 <u>「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」（以下この節において「覚書」という。）に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</u></p> <p>1 事業者（中部電力株式会社）における対策</p> <p>(1) 県への情報伝達・報告 <u>中部電力株式会社は、覚書に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施 <u>中部電力株式会社は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</u></p> <p>2 県（防災局、環境部）における対策</p> <p>(1) 防災関係機関への情報伝達 <u>県は、覚書に基づき、中部電力株式会社から情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</u></p> <p>(2) アドバイザーへの協力要請 <u>必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。</u></p> <p>(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング <u>専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。</u></p> <p>3 情報の伝達系統 <u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、覚書に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</u></p>	対策の追加

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
<p>233</p> <p>◆ 附属資料第 10 「<u>放射線被ばく者の診断・治療協力医療機関</u>」</p> <p>第 26 章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、<u>被災家屋</u>の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>第 4 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>オ 修理の方法 住宅の応急修理は、<u>応急仮設住宅の建設の方法</u>に準じて現物給付をもって実施する。</p> <p>カ 給付対象者の範囲 <u>半壊</u>の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等へ</p> <p>236</p>	<p>◆ 附属資料第 10 「<u>NBC災害・テロ対策対応機器整備医療機関</u>」</p> <p>◆ 附属資料第 15 「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」</p> <p>第 26 章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、<u>被災住宅</u>の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>第 4 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>オ 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p>カ 給付対象者の範囲 <u>半壊等</u>の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等</p>	 <p>中部電力株式会社 → (FAX) → 愛知県 愛知県 → (放送等) → 報道機関 → 住民等 愛知県 → (県ホームページ) → 住民等 愛知県 → (防災行政無線) → 中部管区警察局 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 中部管区警察局 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 愛知県警察本部 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 名古屋地方気象台 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 第四管区海上保安本部 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 自衛隊 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 名古屋港管理組合 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 市町村 (消防機関) 愛知県 → (FAX) → 関係部局 → 関係部局 → 県関係地方機関</p>	<p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
237	<p>の避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>2 県（建設部、防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、<u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工業協会</u>に協力を要請する。</p>	<p>への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>2 県（建設部、防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、<u>協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜協定締結団体＞</p> <p style="text-align: center;"><u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工業協会</u></p>	表記の整理
246	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第 2 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>イ 保険会社への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口<u>営業</u>停止等の措置を講じた場合、<u>営業</u>停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第 2 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>イ 保険会社及び<u>少額短期保険業者</u>への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び<u>少額短期保険業者</u>において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口<u>業務</u>停止等の措置を講じた場合、<u>業務</u>停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>